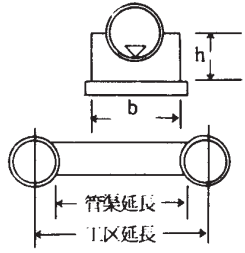
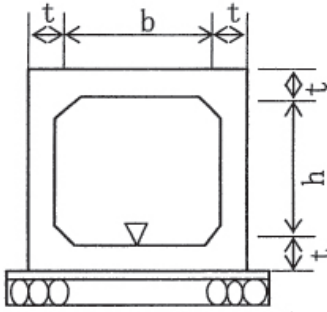
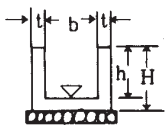
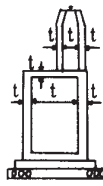


下水道編 ※本編については、公益社団法人日本下水道協会「下水道土木工事必携(案)」に準拠するものとする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 下 水 道 編					管きよ工 (開削工)	基 準 高	±30	
						中心線の変位(水平)	±50	
						延 長	-延長/500 かつ -200	
						幅	-20	
						高 さ	-20	
						函きよ工	基 準 高	±30
							中心線の変位(水平)	±50
							幅 (内 法)	-30
							延 長	-延長/500 かつ -200
							厚 さ	-20
							高 さ	±30
						開きよ工	基 準 高	±30mm
							厚 さ	-20mm
							幅	-30mm
							高 さ	-30mm
							延 長	-延長/500 かつ -200
					マンホール	基 準 高	±30	
						厚 さ	30cm 未 満	-10
							30cm 以 上	-20
						内 径 寸 法	±30	


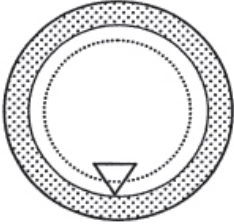
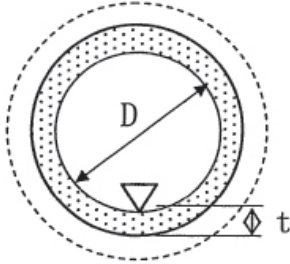
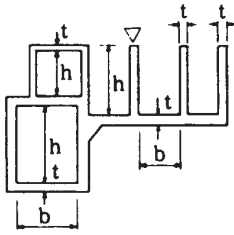
単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。 延長は各マンホール間を測定する。 巻き立てコンクリート、基礎等は一般施工の管きょ工や基礎工に準じて測定する。</p>		
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。なお、製品使用の場合は、基準高、長さについて測定し、製品寸法は規格証明書等による。</p>		<p>図①</p>
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。なお、製品使用の場合は、基準高、長さについて測定し、製品寸法は規格証明書等による。</p>		
<p>マンホールごとに図面表示ヶ所を測定する。なお、製品使用の場合は、基準高、長さについて測定し、製品寸法証明書等による。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 下 水 道 編					管きょ工 (推進工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50
						延 長	-延長/500 かつ -200
					管きょ工 (シールド工・一次覆工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50
						延 長	-延長/500 かつ -200
					管きょ工 (シールド工・二次覆工)	基 準 高	±50
						中心線の変位(水平)	±50
						二 次 覆 工 厚 t	-20
						仕上がり内径 D	±20
						勾 配	±20%
						延 長	-延長/500 かつ -200
					処理場施設 (コンクリート槽) 主要構造物	基 準 高	±20
						厚 さ (t)	±20
						幅 (b)	±30
						高 さ (h)	±50
						延 長 又 は 長 さ	±50

単位：mm

測定基準	測定箇所	摘要	
<p>施工延長 40m につき 1ヶ所の割合で測定する。</p>		<p>図②</p>	
<p>延長は各マンホール間を測定する。</p>			<p>図③</p>
<p>基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長 40m につき 1ヶ所測定する。</p>			<p>図④</p>
<p>二次覆工厚は、1 打設につき端面で上下左右 4 点を測定する。</p>		<p>仕上がり内径は、施工延長 40 m につき 1ヶ所測定する。</p>	
<p>延長はマンホール間を測定する。</p>			
<p>各槽ごとに測定する。 (1) 平面的表示 図面の主要なる寸法表示ヶ所(監督員の指示による)を測定する。 (2) 断面的表示 おおむね 40m ごとに縦断及び横断方向に基準測線を設定し、断面の主要寸法ヶ所(監督員の指示による)を測定する。</p>	 <p>長さとは、主構造の全体にまたがらない部分的な小水路等の長手方向の距離をいう。</p>		